

Avoidance Behavior in Satawalese Society

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004510

母系社会における忌避行動

——マイクロネシア・サタワル社会の親族体系 (1)——

須 藤 健 一*

Avoidance Behavior in Satawalese Society

Ken-ichi SUDO

Among the inhabitants of Satawal, Central Caroline Islands, the norm of avoidance behavior is strictly defined in particular interpersonal relationships. This article attempts to clarify the principal characteristics of Satawalese kinship behavior. The fieldwork on which this paper is based was conducted from June to September, 1978 and from May, 1979 to March, 1980.

Satawalese Society is composed of 8 *yáyinang* (matrilineal, exogamous, nonlocalized clans), segmented into 16 lineages. Satawalese kinship terminology is a variant of the Hawaiian type. Kin terms are used only in reference and personal names are used in address. The relationship terms in use are:

Satawalese	English
<i>saam</i>	“father”
<i>yiin</i>	“mother”
<i>tukufáiyi</i> or <i>mwáánennap</i>	“mother’s brother”
<i>pwii</i>	“same sex sibling”
<i>mwengeyáng</i>	“opposite sex sibling”
<i>naay</i>	“child”
<i>fatúw</i>	“sister’s child”
<i>kówuŕ</i>	“brother-in-law”
<i>kéés</i>	“sister-in-law”
<i>pwínúw</i>	“spouse”

It should be noted that the “line” which includes mother’s brothers and sister’s children is distinguished from others.

The Satawalese distinguish three categories of avoidance behavior: *yepin me wóón* “it is taboo from above”, *pininmwengeyáng* “taboo between opposite sex siblings”, and *kkepasepin* “taboo word”.

* 国立民族学博物館第 4 研究部

Yepin me wóón consists of respect and avoidance patterns called *kkepaseyawaawa* “respect words”, *yangetá me wóón* “restriction on touching another’s body”, and *yóppworo* “stoop” or “crouch”. *Pininmwengeyáng* is the taboo which prohibits a woman from using a vessel from which her brother has drunk or has put his mouth to. This taboo also prohibits a woman from touching baskets, mats and clothes that her brother uses, and showing her unworn loinclothes and the tattoo carved on her thighs. A brother and his sister are forbidden to use sexual words with each other. *Kkepasepin* is the taboo between men and women that forbids them state the names of sexual organs or to talk about excretion.

The kin and affine categories affected by *Yepin me wóón* differ among men and women. If ego is man, he must observe it against *tukufáiyi*, son of *tukufáiyi*, *pwii*, who is older in relative age, and *kówuí*. If ego is a woman, she must observe it against *mwengeyáng*, *pwii*, who is older in relative age. Being concerned with *pininmwengeyáng*, a woman must mainly observe taboo against *mwengeyáng*.

I. はじめに	2. <i>pininmwengeyáng</i>
1. 問題の所在	3. <i>kkepasepin</i>
2. 調査地	4. 制裁
II. 関係名称	IV. 忌避行動と親族カテゴリー
1. 親族名称	1. 忌避行動としての禁忌
2. 姻族名称	2. 忌避行動と社会的地位
3. <i>yafakúr</i>	3. 忌避行動の性格
III. 禁忌事項の種類と制裁	V. おわりに——まとめと結論——
1. <i>Yepin me wóón</i>	

I. はじめに

1. 問題の所在

サタワル社会の対人関係において我われの目をひく点は、日常生活の諸分野にわたって厳格に規定された複雑な行動規範が設定されていることである。それは、個人が特定の関係にある人と接触するさいに要求される一種の“礼儀作法”である。具体的には、相手に対することばづかい、接しかた、姿勢のとりかた、相手の持ち物の借用法など、相手に対して守るべき行動についての規制である。

個人が対人関係においてとるべき行動パターンは、自己と相手との相対的な社会

的地位によって決定されるものである。ミクロネシアには、社会階層の分化によって特定の称号が社会的地位に付与され、序列化されている社会も多く見いだされる [MURDOCK 1948; MASON 1968]。しかし、トラック諸島および中央カロリン諸島では、首長 *clan* と平民 *clan* があるものの、特定の称号があたえられ、明確に序列化された社会的地位（身分）は、存在しない。このような、比較的“平等”な社会構成を特徴とするサタワル社会での地位を決定する要因は、主として、自己の系譜上の位置、性、世代、年齢などである。それらの要因に基づく個人の社会的地位は、基本的に、親族および姻族関係者間で問題にされ、複雑な行動規範を規定する基準とされる。

本稿では、行動規範のうち、いわゆる社会人類学で“忌避” (avoidance) とよばれる行動パターンに関連する分野をおもにあつかう。というのは、サタワル社会では、対人関係において、ある個人と他者とのあいだに、さまざまな禁止事項をともなった形式ばった接触のしかたが多く規定されているからである。二者間に一定の社会的距離がおかれる行動パターンは、サタワル社会の親族行動の大きな特徴の一つとしてあげることができる。このような、複雑な行動規範が設定されている人間関係の分析をとおして、サタワル社会の親族体系の性格を明らかにすることが、本稿の目的である。

筆者はすでに、カヌーの建造および所有をめぐる社会関係の分析をとおして、サタワル社会の親族体系についての報告をおこなった [須藤 1979]。本論の考察もそれに続くものであり、サタワル社会の行動規範に関する詳細な記述に基づく事例研究である。従来、中央カロリン諸島においてなされてきた親族研究は、親族組織の構成原理や土地所有形態がおもなテーマとしてとりあげられてきた [ALKIRE 1965, 1971]。しかし、対人関係における行動規範を視野にいれた親族行動に関する研究は、なされていない。筆者のエクステンシブな調査によると、中央カロリン諸島からトラック諸島にかけての多くの社会では、性格は若干異なるが、サタワル社会で観察されたと同種の対人関係における行動規範がみいだされる。それらの社会との比較研究を進めるうえでも、サタワル社会の行動規範についての具体的な事例の提示が必要となろう。

2. 調査地

サタワル島は、ミクロネシア、中央カロリン諸島に位置する周囲約 6 km の隆起サンゴ礁の小島である。人口は、492人（1980年1月1日現在）で、94世帯よりなる。

サタワル社会では、8つの *yáyinang* とよばれる母系出自集団より構成され、個人はそれらのうちどれか1つに帰属している。*yáyinang* は、それぞれ、特定の名称をも

っており、もっとも系譜がたどれるもので8世代までである。それらは、16の下位集団に分節化しており、これらの下位集団が財産を保有する基本的な単位となっている。下位集団を構成するのは、3～4世代間の系譜関係がたどれる同じ *yáyinang* の成員である。この成員が共住する区域は、*pwukos* とよばれ、その名称には居住地の地名がつけられる。*pwukos* に居住する人びとは、妻処婚の居住様式をとるため、*yáyinang* の女性成員と彼女たちの夫、および彼らの子女、未婚の男子と女子成員、養入したほかの *yáyinang* 成員である。

それらの *yáyinang* 成員は、サタワル島だけにかぎらずほかの島じまにも居住している。異なった島に居住するそれらの成員は、相互の系譜関係を明確にたどれるものから、*yáyinang* の名称だけを知っているものまでである。しかし、同じ *yáyinang* の成員であることが認知されるかぎり、お互いに助け合わなければならないとされており、また、相互の婚姻はインセストとみなされる。このように、*yáyinang* とよばれる母系出自集団は、財産を共有し日常生活をおくる集団のレベルから、系譜関係がたどれないが名称を同じくする人びとの関係認知のレベルまで、その示す内容は多様である。*yáyinang* についての論述は、別稿を予定しているが、本稿であつかう対人関係における行動規範の考察のための分析概念として、ここでは、*yáyinang* をつぎのように規定しておく。*yáyinang* 一般について言及する場合には、clan、財産を共有する共体的集団 (corporate group) すなわち、サタワル社会でみられる16の下位集団を指す場合には、lineage という用語をそれぞれあてることにする。

本稿であつかう基礎資料は、現地調査に基づき、サタワル語と英語とによって収集された。ミクロネシア諸語、トラック系言語に属するサタワル語の表記法は、表1とつぎの原則に従う。

表1 サタワル語音声表記

(1) 母音	前舌	中舌	後舌	
狭	i	ú	u	
前狭	e	é	o	
広	á	a	ó	
(2) 子音	両唇音	歯茎音	硬口蓋音	軟口蓋音
閉鎖音	p pw	t	ch	k
摩擦音	f	s		
鼻音	m mw	n		ng
ふるえ音		r		
そり舌共鳴音			í	
半母音			y	w

- (1) 母音は, i, e, á, ú, é, a, u, o, ó の9個である。長母音は, ii, ee, áá, óó などのようにして表わす。
- (2) 子音は, ch, f, k, m, mw, n, ng, p, pw, r, f, s, t, w, y の15個である。重複子音は, ff, kk, cch, mmw, nng, ppw などのように表わす。
- (3) pw, mw は, それぞれ, p および m の硬口蓋化音である。

なお, 本研究は, 文部省科学研究費補助金(海外学術調査)の交付を受けて, 予備調査を1978年6月から9月にかけて, 本調査を1979年5月から1980年3月にかけて, 本館の石森秀三(第4研究部助手), 秋道智彌(第2研究部助手)と共同でおこなった「中央カロリン諸島における伝統的航海術の民族学的調査」の一環をなすものである。

Ⅱ. 関 係 名 称

1. 親 族 名 称

サタワル社会では, 日常生活において人びとが他者に呼びかける場合に, 相手の個人名(固有名詞)がそのまま用いられる。たとえば, 子どもが自分の父, 母に話しかけるときでも, *Namonik, yito mwongo* (「ナモニック, 来て食べなさい」)とか, *Ratomai, o pwe nóyiyá* (「ラトマイ, どこへ行くの」)というように, *Namonik, Ratomai* とそれぞれ, 父, 母の個人名を呼びすてにする。この呼びかたは, 自分の兄弟姉妹や祖父・母に対しても同様である。また, 自分の親族関係者を呼ぶときと非親族関係者に話しかけるときでも, 何ら区別されることなく, 相手の個人名(洗礼名で呼びかけられる場合もあるが)が呼びかけのことばとして用いられる。このことは, サタワル社会には, 他者への呼びかけのための名称, すなわち, 呼称名称 (*address terms*) が存在しないという特徴を示すものである。

しかし, 自分と他者との親族関係を第三者に説明する用語は存在する。それは, *ngang nówumw* (「私はあなたの子供である」)とか, *iy semáy* (「彼は私の父である」)というようないいかたをするときに用いられる。このような, 自分と他者との親族関係を同定する名称, すなわち, 指示名称 (*referential terms*) がサタワル社会において, 人びとの会話にあらわれるのは, 第三者に二者の関係を示すときか, 相互に系譜関係を確認・認知するときである。サタワル社会の指示名称は, 図1, 表2のとおりである。

名称体系を分析するさいには, 世代, 性, 系 (*line*), 相対的年齢 (*relative age*) の

区別がなされているのか否かが、ふつう検討の基準となる。この親族名称体系においては、相対的年齢は区別されていないが、世代、性および系に関しては、つぎのような特性がある。

- (1) 親族関係は、世代、性(相手の性および話者の性)と系に基づいて、*saam*, *yiin*, *tukufáyiy* (*mwáánennap*), *pwii*, *mwengeyáng*, *naay*, *fatíuw* の7つの名称で類別される。
- (2) 自己(Ego)の上位世代では、母系の男性を除くと、世代深度に関係なく男性は *saam*、女性は *yiin* の名称で示される。つまり、世代が上の母系の男性の系だけが他の系と区別され、*tukufáyiy* ないし *mwáánennap* の名称で指示される¹⁾。すなわち、 $F=FB=FF=MF=FZH=MZH$, $M=MZ=FZ=MM=FM=FBW=MBW$, $FB \neq MB$ である。
- (3) 自己の世代では、名称が系に関係なく、話者と相手との性によって区別される。話者と同性の相手には *pwii*、異性のそれには *mwengeyáng* の名称が用いられる。すなわち、 $B=FBS=MBS$, $Z=FBD=MBD$ である。

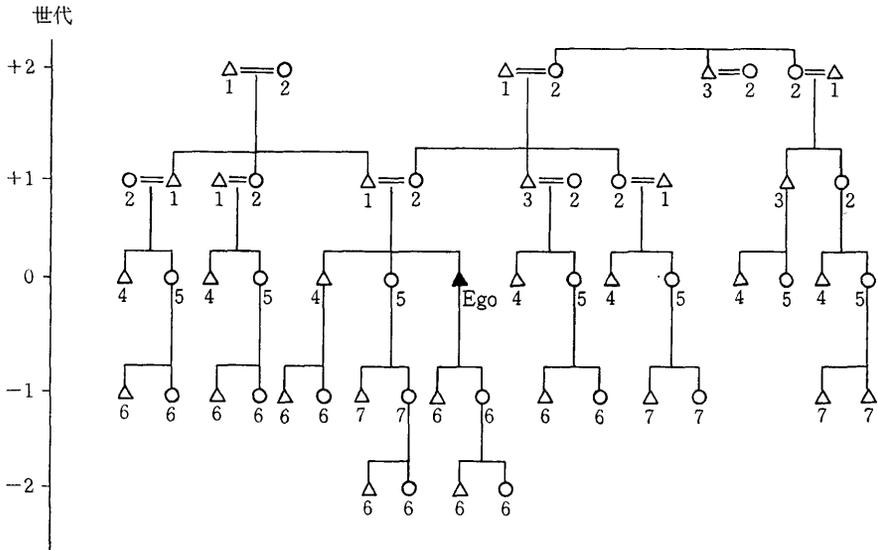


図1 親族関係図(若干の姻族を含む)
注 数字は、表2と対応する。

1) 現在、サタワルの親族名称において、*MB*, *MMB*, *MMZS* などと言及するのに *tukufáyiy* と *mwáánennap* の2語の名称が用いられている。*mwáánennap* は、ラモトレク島やオレイ島などの西方の島からの借用語であり、「大きい男」の意味を表わす。*tukufáyiy* は、サタワルの伝統的な名称で、男女の区別なく「老人」を意味する。人びとの会話で、*MB* などを指示する場合に、最近では、*mwáánennap* が多用される。

表2 関係名称とカテゴリー

名 称	直 訳	カ テ ゴ リ ー
1. saam	「父」	F, FB, FF, MF, FZH, MZH, MMZH, WF, WMF, WFF, WFB, WMB, WMZH, HF, HMB, HMZH
2. yiin	「母」	M, FZ, MZ, FM, MM, MMZ, FBW, MBW, MMBW, MMZD, WM, WMM, WFM, WMZ, HM, HMM, HMBW
3. tukufáiyiy (mwáánnap)	「老人」(「大きい男」)	MB, MMB, MMZS
4. pwii	「兄弟」ないし「姉妹」	(M.S.) B, FBS, FZS, MBS, MZS, MMZSS, MMZDS, WZH, (W.S.) Z, FBD, FZD, MBD, MZD, MMZSD, MMZDD, HBW
5. mwengeyáng	同 上	(M.S.) Z, FBD, FZD, MBD, MZD, MMZSD, MMZDD, (W.S.) B, FBS, FZS, MBS, MZS, MMZSS, MMZDS
6. naay	「子」	C, BC, FBCC, FZCC, MBCC, CC, ZCC, WZC, WBC, HBC, HZC
7. fatúw	「甥」ないし「姪」	ZC, MZDC, MMZDDC
8. kówuř	「義兄弟」	(M.S.) WB, WMZS
9. kéés	「義姉妹」	(W.S.) HZ, HMZD
10. pwúnúw	「妻」ないし「夫」	(M.S.) W, WZ, WMZD, BW (W.S.) H, HB, HMZS, ZH

注) 略号はつぎのとおりである。

F=Father, M=Mother, B=Brother, Z=Sister, S=Son, D=Daughter, C=Child,
H=Husband, W=Wife, M.S.=Man Speaking, W.S.=Woman Speaking,
el=elder, yo=younger

(4) 自己の下位世代では、同一 clan の女性キョウダイのコ以外は、世代と性を区別せず、すべて *naay* の名称で言及される。自己が男性の場合のみ、同一 clan の女性キョウダイのコは、*fatúw* の名称で示される。すなわち、C=BC=FBDC=MBDC, BC≠ZC である。

このような名称体系は、イトコ名称の特徴 (B=FBS=MBS, Z=FBD=MBD) から、一般にハワイ型ないし世代型の体系として分類されている [Murdock 1949: 123]。しかし、サタワルの親族名称体系を全体的に検討すると、1世代上ではMBが、1世代下ではZCがそれぞれほかの系から区別され、強調されている点が注目される。この母系の系のなかでも、とくに、MBとZCが強調されているという点から、親族名称によって指示される親族カテゴリーにおいて、それらのあいだに、特殊な親族行動の規範が設定されていることが予想される。

7つの親族名称が適用される親族関係者の範囲は、自己世代を例にとると、第2イトコがその外縁となっているようである。しかし、母系をとおして系譜関係がたどれる親族（血族）関係者においては、その限りではない。*yáyinang* とよばれる母系出自集団の成員は、相互に系譜関係が認知されれば、共有する女性祖先の世代深度に関係なく、7つの名称によって指示される。サタワルの *yáyinang* で、女系の系譜がたどれるもっとも古い女性祖先は、8世代前におよぶ。また、これらの名称は、島に住む *yáyinang* 成員にかぎらず、他島にいる同じ *yáyinang* 成員にも適用される。このように、サタワルの親族名称が適用される親族カテゴリーの範囲は、母系以外の系が介在する場合、自己の世代においては第2イトコ、母系をとおして系譜がたどれる場合には、系譜関係が確認される親族すべてということになる。

表2に掲げた7語の親族名称は、それぞれ、チチ、ハハ、ハハの異性キョウダイ、同性キョウダイ、異性キョウダイ、異性キョウダイのコ、コを示す語の独立形ないし一般名称である。これらの語彙が、実際に使用される場合には、2種類の用法がある。一つは、第三者に自己と他者との関係を、「彼は私のチチである」とか「あの人は、彼らのハハである」というように、二者の関係を直接的に説明する方法である。二つめは、「私と彼はキョウダイの関係にある」とか、「彼らと私たちはコの関係にある」というように、二者の関係性を包括的に説明するやりかたである。

前者の場合は、各名称の語幹の語尾に、所有格を表わす接尾辞をつける。この接尾辞は、人称によって規則的に変化する。たとえば、私のチチというときには、第一人称の所有格を示す接尾辞 *-y* を *saam* の語幹につけて *semáiy* とする。そして、第二人称は、*semómw*、第三人称は、*seman*、複数人称の場合は、*semaf*、*semámám*、*semámi*、*semeer* というように変化する²⁾。この例からうかがえるように、語幹に規則的に、*-y*、*-mw*、*-n*、*-í*、*-mmam*、*-mi*、*-r* の接尾辞をつけることによって各人称の所有格を表わす（表3参照）。この用例を前で2例ほど示したが、「私はあなたの異性キョウダイである」というときは、*ngang pwimw* とし、*pwii* の語幹に *-mw* の接尾辞をつけて表わす。後者の二者間の関係性を説明するさいには、名称の語の独立形を重複させる。たとえば、「私たちはキョウダイである」という場合、*kir si pwii* というように *pwii* を重複させる。また、「私たちは（私とAは）チチとコである」という場合は、「私

2) 複数の第一人称の所有格を表わす場合、inclusive な用法と exclusive なそれとが区別されている。前者は、話者と相手とを含めたいいかたで、「私たちの子供とあなたがたの子供」を指示するときには、*náyir* で表わされる。後者は、話者がのかわのみを指すいいかたで、「私たちの子供」というときには、*náyimám* の形になる。このように、*naay* の語幹に、*í-mám* の接尾辞をそれぞれつける。ただし、接尾辞 *-mmam* は、*náyimám* のように、接尾辞の直前の母音が長いときには、*-mám* となる。

表3 所有格を表わす関係名称の語尾変化

名称	単			複			
	一人称	二人称	三人称	一, 二人称	一人称	二人称	三人称
1. saam	semáiy	semómw	seman	semař	semámmám	semámi	semeer
2. yiin	yináy	yinómw	yinan	yinař	yinámmám	yinámi	yineer
3. tukufáiyi	tukufáiyái	tukufáiyómw	tukufáiyian	tukufáiyaiř	tukufáiyámmám	tukufáiyámi	tukufáyeer
4. pwii	pwiiy	pwiiimw	pwiiin	pwiiř	pwiiimám	pwiiimi	pwiiir
5. mwengeyáng	mwengeyáy	mwengeyómw	mwengeyan	mwengeyař	mwengeyámmám	mwengeyámi	mwengeyeer
6. naay	náyiy	nówumw	nayún	nayúř	nayimám	nayimi	nayúur
7. fatúw	fatúwáy	fatúwómw	fatúwan	fatúwař	fatúwámmám	fatúwámi	fatúweer
8. kówuř	kówuřuy	kówuřumw	kówuřun	kówuřuř	kówuřumám	kówuřumi	kówuřuur
9. kéés	kéésáy	kéésómw	kéésan	kéésař	kéésámmám	kéésámi	kééseer
10. pwúnúw	pwúnúwáy	pwúnúwómw	pwúnúwan	pwúnúwař	pwúnúwámmám	pwúnúwámi	pwúnúweer

はAをチチとし、Aは私をコとする」というような表現形式をとり、*ngang iy samesam A nge A e naaynay ngang* で表わされる。このように、二者間の関係性を示すときには、各親族名称は、*samesam, yineyin, pwiipwi, naaynay* というふうに、それぞれの名称の独立形を重複させる。これらの重複された語彙は、語尾に、所有格を表わす接尾辞をつけることはない。

また、上記のような、親族名称の類別的用法と同時に記述的に二者間の関係を指示するしかたもある。この場合は、所有格の形の語彙をつないで関係を説明するやりかたである。すなわち、我われが、オジを説明するのに父の兄弟と指示する方法である。サタワルの名称体系では、*saam* のカテゴリーに類別される父の兄弟を指すときには、*pwiin semâiy* (私の父の同性キョウダイ) と表現する。また、自分の母方の同性イトコを指示するときには、*nayún pwiin (mwengeyân) yinây* などの形で表現する。

サタワルの人びとは、7つの名称で示される親族カテゴリーにある人びとを、自己と同じ clan 成員と非成員とに区別する場合には、それぞれの親族名称に修飾語を付加する。自分と同じ clan 成員で同性キョウダイを示す場合には、*sipekinin pwiiy*、異なる clan のそれには *tetenin pwiiy* というように *sipekin*、*teten* の語彙が用いられる。*sipekin* は、「真の」とか「ほんとうの」という語意の形容詞であり、*teten* は「系統」とか「地位」を表わす名詞である。*sipekinin pwiiy* で類別されるカテゴリーは、自己と母親を同じくする兄弟だけでなく、clan の同世代の同性キョウダイすべてを含む。このことは、同母兄弟と母系の類別的キョウダイとを区別しないことを示すものである。

以上でみたように、サタワルの親族名称体系は、呼称名称 (address terms) が存在せず、指示名称 (referential terms) の体系が、ハワイ型として分類されうる。しかし、MB と ZC の系が強調され、MB≠FB、BC≠ZC を特徴としていることから、系が区別される体系とみなすことができる。

2. 姻 族 名 称

サタワルの関係名称には、親族名称と姻族名称とを区別しないもの (たとえば、F と MZH, FZH, M と MBW, FBW など) がある。ここでは、自己の婚姻によって生ずる姻族関係者の名称と、養取および父母の再婚などに基づく関係者の名称を中心に述べることにする。自己の婚姻を契機にして結ばれる姻族関係者を指示する名称には、二種のタイプがある。一つは、自己の姻族関係者を親族 (指示) 名称によって示す方法であり、もう一つは、それを親族名称とは異なる特定の名称によって指示するやりかたである。

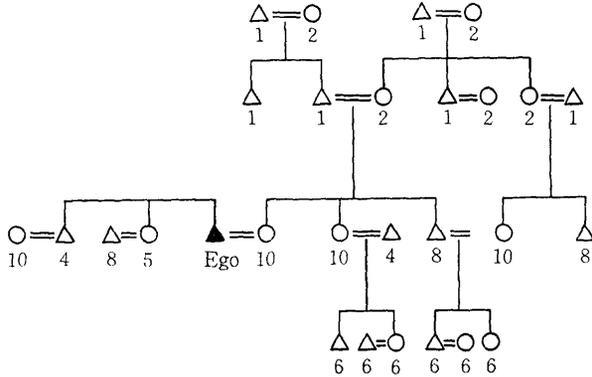


図2 姻族関係図 (Ego: 男性)
注 数字は表2に対応

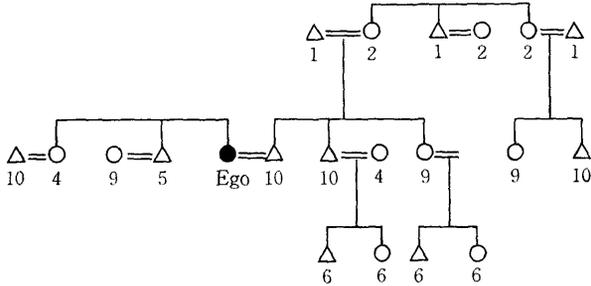


図3 姻族関係図 (Ego: 女性)
注 数字は表2に対応

第一のタイプは、自己を配偶者の位置におき、配偶者がその親族関係を同定する名称をそのまま適用する方法である。これは、おもに自己の配偶者より上位世代者および下位世代者を指示するさいに用いられる。図1、図2、図3を参考にすると、*saam* のカテゴリーには、WF, WMF, WFB, WMB, MZH, FZHなどが含まれる³⁾。*yiin* の場合も同様の原則で、配偶者の *yiin* のカテゴリーの女性はすべて、自己にとってハハである。また、下位世代者に対しては、配偶者の同世代の親族関係者 (*pwii*, *mwenge-yáng*) のコは、自己にとっても *naay* のカテゴリーになる。たとえば、WBC, WZC,

3) 配偶者の MB は、*tukufáiyi* のカテゴリーには含まれず、*saam* の名称が適用される。この用法は、下位世代者に対しても同様で、配偶者の ZC は、*fatúw* の名称ではなく、*naay* の名称で言及される。このことは、MB, ZC のカテゴリーは、婚姻によって変わる性質でないことを示している。また、MB と ZC のカテゴリーは、養取によっても変更されない。つまり、養母の男性キョウダイは、*tukufáiyi* とはみなされず *saam* のカテゴリーに含まれる。養子関係に基づく女性キョウダイの子供も、*fatúw* ではなく *naay* の名称で言及される。これらことから、*tukufáiyi*, *fatúw* は、自己の親族関係に基づいてのみ指示される名称であり、姻族には適用されないという特性がある。

WZDH, WBSW などである。

第二のタイプは、姻族関係者を指示するさいに、親族名称とは異なる関係名称で言及する方法である。この名称の特性としてつぎの3点を指摘することができる。

- (1) 自己の配偶者は、*pwínúw* の名称で言及される。このカテゴリーには、話者の性別に関係なく、自己の配偶者の同性キョウダイが含まれる。たとえば、自己が男性ならば、W, WZ, WMZDなどをさす。
- (2) 自己が男性の場合、自己の妻の異性キョウダイは、*kówurí* の名称で指示される。たとえば、WB, WMZS などである。
- (3) 自己が女性の場合、自己の夫の異性キョウダイは、*kéés* の名称で指示される。たとえば、HZ, HMZD などである。

このように、配偶者の親族関係者は、まず配偶者と異性の場合には、話者の性別によって2種類のカテゴリーに類別される。そして、自己の配偶者と配偶者の同性キョウダイとを区別しないという姻族名称の特性は、自己と配偶者の *pwii* との婚姻が潜在的に許されているとの解釈がなりたつといえよう。

つぎに、同母異父および同父異母の関係にある人びとを指示する名称について述べることにする。同母異父キョウダイは、それぞれ話者の性別に基づいて、*pwii*, *mwenge-yáng* の名称で指示される。それに対し、異母同父キョウダイの関係は、*pwii**pwii* *ni wóei saam* (「父によるキョウダイ」) と説明づけられるが、名称においては、話者の性別によって *pwii* ないし *mwengeyáng* の名称で指示される。また、養取によるキョウダイ関係は、*pwii**pwii* *ni muéymwéiyíyí* (「養子によるキョウダイ関係」) といわれるが、名称においては、話者の性に基づいて *pwii* ないし *mwengeyáng* で言及される。

このように、同母異父、同父異母および養取による親族関係すなわち *step kin* の関係に基づく関係名称には、親族(指示)名称が適用される。しかし、異母同父、養取による親族関係は、「父による関係」、「養子による関係」を表わすことばで特定化される。

3. *yafakúr*

yafakúr は、個人と父の *yáyinang* との関係を示す名称である。つまり、ある *yáyinang* とその *yáyinang* から婚出した男性成員の子どもたちとの関係を包括的に表わす名称である。たとえば、自分の父が、*Neyaar yáyinang* の出身であれば、*ngang yafakúran Neyaar* (「私は *Neyaar clan* のアファクルである」) というように説明する。*yafakúr* は、個人と個人との親族関係を指示する名称ではなく、個人の父の *clan* への帰属関

係を示す親族用語である。個人がどの clan の *yafakúr* であるかということは、他者との親族関係を認知するさいの目安とされる。二者が、同じ clan の *yafakúr* であり、かつ同世代で同性であれば、*pwipwi* の関係にあるとみなされる。そして、「*yafakúr* どうしは結婚できない」というように、婚姻規制の基準にもされている。このように、個人と父の clan との関係を示す名称が存在することは、それらのあいだに、権利・義務をともなった特定の親族行動が期待されていることが予想される。

以上でみたように、サタワルの親族名称体系は、イトコ名称のうえからハワイ型とみなされる。しかし、系においては MB と ZC がとくに強調されており、この点を特性として指摘することができる。また、姻族名称においては、配偶者を指示する名称とそれらの同性キョウダイを示す名称とが区別されていない点も特徴といえる。

Ⅲ．禁忌事項の種類と制裁

サタワル社会には、個人が他者と接触するさいに、ことばづかい、姿勢のとりかた、物のつかいかたなどについて、制度的に規定された行動規範がある。そのような規範は、*yepin*（禁忌の意味で、*ye* は三人称の指示代名詞）とよばれる。*yepin* は、禁忌事項一般を指す総称であり、*yepinu engan*（仕事の禁止）、*yepinutéta*（服喪期間中、死者のでた家の近くの木に登ることの禁止）、*kkepasepin*（ある種のことばをつかうことの禁止）のように、禁忌とされる事項の内容によってカテゴリーが細分されている。本稿のテーマである対人関係における *yepin* は、サタワルの人びとの考えによれば、つぎのように分けられる。

- A. *yepin me wóón*
 - a. *kkepaseyawaawa* ないし *yepin faita wóón*
 - b. *yepin yangetá wóón*
 - c. *yóppworo*
- B. *pininmwengeyáng* (*yepin mwengeyáng*)
 - a. *yepin yúún*
 - b. *yepin waisor*
 - c. *yepin sepao*
 - d. *yepin kiekíy*
 - e. *yepin mangak*
 - f. その他

C. *kkepasepin*

yepin me wóón は、直訳すると「上からの禁忌」の意味であるが、含意は、「自分の尊敬する人よりも自分を高い位置においてはならない」という行為を表わす。*pinin-mwengeyâng* は、「異性キョウダイ間の禁忌」の意味であり、個人と同世代の親族および姻族間での規範である。そして、*kkepasepin* は、「話すことの禁忌」の意味で、おもに男女間の禁忌語を指すものである。これらの禁忌事項を守らなければならないのは、サタワル社会で「一人前の男 (*mwáán*)」および「一人前の女 (*róópwut*)」の地位を獲得した人びとである。本章では、上記の禁忌事項の内容とそれらの遵守を義務づけられる親族・姻族のカテゴリーに焦点をあてて述べる。

1. *yepin me wóón*

1) *kkepaseyawaawa*

kkepaseyawaawa は、「話す」ないし「ことば」を示す *kkepas* と、「敬う」ないし「尊敬」の意味をもった *yawaawa* との合成語である。直訳すれば、「敬って話す」ないしは「尊敬のことば」という意味になる。本稿では、これに「尊敬語」の訳をあてることにする。また、*yepin faita wóón* は、「目上の人を呼ぶときの禁忌」というほどの意味で、規範の内容は尊敬語と同じ。サタワルの人びとが、尊敬語とみなしている語彙には、動詞と名詞の2種類がある(表4, 表5参照)。動詞には、*mwongo*, *yúún*, *rongorong*, *piipi*, *kkepas*, *téngú*, *kúneey*, *tumwuri*, *kekáy* などがあげられている。これらの語彙は、視覚、聴覚、味覚、嗅覚などに関連しており、いずれも、人間の感覚ないし知覚を表現する動詞である。ほかに、*yúútá*, *mayúr*, *máánó* など人間の動作や死に関連する動詞も含まれている⁴⁾。名詞では、*riimw*, *móóng*, *maas*, *pwoot*, *sáning*, *yaaw*, *yúúw* などがあげられ、これらは、身体名称を示す語彙で、いずれも人間のからだのうち首より上部の部位を表わす名称に集中している。

このような語彙の代用とされる尊敬語には、表からもうかがえるように、通常語と同じ意味を示す丁寧語と通常語の原意とは異なった意味を表わす語彙とがある。後者の転用された語彙では、*mwongo* の尊敬語である、*yááyá*, *yinetúúk*, *pattúúk*, *piipi* のそれである *sakúruúw*, *núkún pírey*, *núkúniipwa* などを例としてあげることができる⁵⁾。

4) 尊敬語の対象とされる動詞は、尊敬する相手の動作に関してのみ適用され、自己の動作を表わすさいには使用されない。たとえば、兄に、「昨日船を見ましたか」と尋ねる場合には、*o sakúruúw waafanu nanew* というように表現する。しかし、兄に、「私は昨日船を見ました」と説明するときには、*yi piipi waafanu nanew* といい、*sakúruúw* の尊敬語を用いなくてもよい。

5) *sakúruúw*, *núkún pírey*, *núkúniipwa* の動詞の名詞形は、それぞれ、*sakúr*, *núkúnpir*, *nukunipw* である。

表4 kkepaseyawaawa の動詞

	通常語	丁寧語
1. 2.	mwongo (食べる) yúún (飲む, すう)	1. wiis 2. yááyá (使う) 3. yinetúúk (分配する) 4. yóttóówur 5. teep 6. núúnú 7. tacchúúk 8. pattúúk (分ける)
3.	rongorong (聞く)	1. pworóówus 2. pwoppworó
4.	piipi (見る) (weri)	1. sakúróúw (名詞形で, 背中) 2. núkún pirey (名詞形で, 足の外側) 3. núkúniipwa (名詞形で, 足の指の外側) 4. sarey 5. woori
5.	kkepas (話す)	1. yóónák 2. yóno 3. fáániipwa (名詞形で, 足の下)
6.	kúncey (知る)	1. reepiya
7.	téngú (かぐ)	1. ngúúri
8.	yúútá (立つ)	1. nnangetá 2. yússútá
9.	kekkáy (笑う)	1. faiwaí 2. riyáák 3. ffas
10.	tumwuri (なめる)	1. yákina (ためす) 2. sótoni (ためす) 3. nnári 4. woongi
11.	mayúr (寝る)	1. sáypár (目をつむる) 2. yatén 3. kúnamw (まどろむ)
12.	máánó (死ぬ)	1. wosónó 2. púngúnó (失う)

注) 丁寧語のうち、通常語の語意と異なる語にかぎって意味を書き入れた。
それ以外は、通常語と同じ意味の丁寧語である。

表5 kkepaseyawaawa の名詞

	通 常 語	丁 寧 語
1.	riimw (頭)	weyináng (天, 空)
2.	móóng (額)	weyináng (//)
3.	yánni riimw (頭髪)	1. yúún 2. yánni weyináng
4.	neyáyin fatún (眉間)	weyináng (天, 空)
5.	maas (顔)	sapwéyún
6.	fáyúnn maas (眼)	fáyúy sapwéyún
7.	pwoot (鼻)	yófóng
8.	yaaw (口)	ngáár
9.	yúúw (首)	sórof
10.	fáán yúúw (のど)	yósórofan
11.	sáning (耳)	pworówus
12.	faat (眉毛)	nóngoi táyúk (ウコンの支え)
13.	mátetteren maas (まつ毛)	mátetterey sapwéyún
14.	sópwon maas (目じり)	sópwoy sapwéyún
15.	fanni maas (涙)	raanni sapwéyún
16.	yówusap (ほお)	wóói sapwéyún
17.	mefen pwoot (鼻の先)	mefen yófóng
18.	ngii (歯)	fótófót (植えること) faay (石)
19.	chéchónon maas (瞳)	chéchónon sapwéyún
20.	féén kánew (舌)	fééni ngáár (口の葉)

なかでも、「見る」の尊敬語として、「背中」, 「足の外側」, 「足の指の外側」を示す名詞が動詞に転じて代用されていることは興味深い。これらの3語が、「見る」の尊敬語に用いられていることについて、サタワルの人びとは、自分より地位の高い人から話しを聞くときや彼に話しかけるときには、相手の目を見てはならず、自分の視線をいつも相手の足もとに向けなければならないからだと説明している。そして、相手の目を見ることは、彼の言うことに従わないことを示すことになるとも説明している。この説明は、サタワル社会における尊敬行動の性格を象徴的に物語っているようで注目される。

名詞の尊敬語においても、通常語とは異なった意味の語彙が、転用される場合がある。たとえば、「頭」(*riimw*)の尊敬語は、「天」とか「空」を意味する *weyináng* である。*weyináng* は、頭だけでなく、「額」、「眉間」をも指す尊敬語である。また、「眉毛」(*faat*)のそれには、*nóngoitáyúk* が使用される。この語は、「支え」(*nóng*)と「ウコン」(*táyúk*)を表わす2語からなっている。これは、サタワル社会で人びとが魔除けのためにウコン (*Curcuma* spp.) の根からとりだしたおしろいを額に塗るとき、眉毛がそれを支えているとみなしていることに基づいている。いずれにせよ、自分より地位の高い人の「頭」、「額」、「眉間」を指す尊敬語に、「天」、「上方」などを意味する語彙を適用している点も興味深い。

しかし、尊敬語のすべてが、通常語の語意とは異なった意味を示す語彙で代用されているわけではない。「食べる」の尊敬語においては、その丁寧語である *wiis*, *yóttóówur*, *teep* が、用いられており、「見る」のそれにおいても、その意味を表わす *saíey*, *woori* が丁寧語としてそれぞれ用いられている。このことは、名詞の尊敬語においても同様である。

また、尊敬語のなかには、話者の性別によって使い分けられているものもある。たとえば、「食べる」の尊敬語においては、*yóttóówur*, *teep* は、男性用語、*yááyá*, *yinetúúk*, *núúnú*, *tacchuuk* は、女性用語、*wiis*, *pattúúk* は、男女両用語というふうに決められている。「立つ」の尊敬語 *nnangetá* は、女性のみが使用する語で、男性は通常語 *yíútá* をそのまま用いてもよいという例もある。そして、使用場所によって規制される尊敬語もある。集会所兼カヌーの収納庫である *wuutt* では、「食べる」、「笑う」の尊敬語として、*teep*, *ffas* 以外のことばを使用してはならないとされている。

このように、サタワル社会で使用されている尊敬語は、人間の感覚および知覚に関連した動詞と首より上部の身体部分を指す名詞とが、とくに規制されている特徴がある。そして、それらの語意、使用者、使用場所などにおいては、通常語と異なった意味の語彙が使用されて、複雑な使用規制がなされたりする点も指摘される。

つぎに、対人関係においてそれらの尊敬語を用いなければならない親族・姻族カテゴリーについて、2つの事例をとおして具体的にみることにしよう。図4は、ラッポー(30歳、男性)の例であり、図5は、ナティック(68歳、女性)の例である。

ラッポーの場合は、つぎの人びとが対象者に含まれる。

- (1) 彼の *yáyinang* 成員では、実兄(エポイルク、レッチョ)、ガーブエを除く世代が上の男性(オトニック、トコメイ、エペマイ)とエペマイの養子(テッパン)である。また、彼らの配偶者は、すべてが含まれてはいない。次兄の妻(ナソニ

- 注
 1) ♀, ∅ は 故人。
 2) …… は 養子関係。
 3) 1, 2, 3 は 年長順。
 4) △, ⊙ は 尊敬語の対象者をそれぞれ示す。

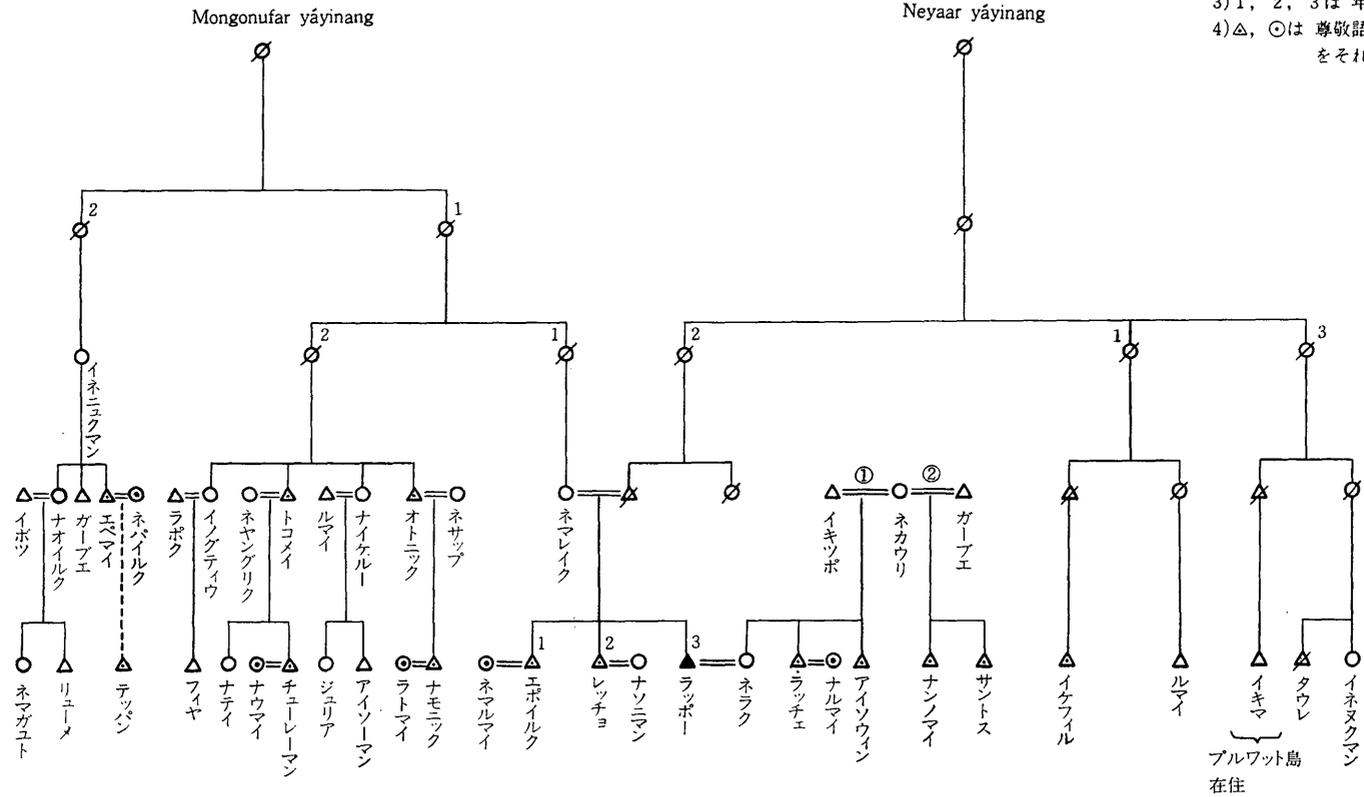


図4 ラッポーを中心にした yawaawa の対象者

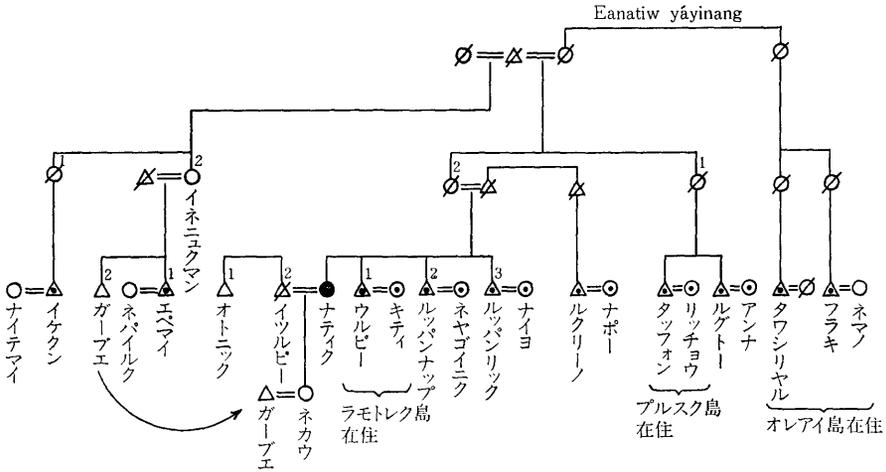


図5 ナティクを中心とした yawaawa の対象者

マン) は、ラッポーと父方の系譜関係では、*naay* のカテゴリーにあり、ネヤングリックは、同様に、*mwengeyáng* の関係になるから除かれるといわれる。ガーブエは、同じ *yáyinang* 成員という関係では、含まれるが、彼がラッポーの妻(ネラク)の義父になったので除かれる。ネサップも、ネラクと *pwii* の関係にあるから対象とされない。

- (2) 彼が *yafakúr* である clan (*Neyaar yáyinang*) との関係では、イケフィル、イキマが含まれる。
 - (3) 彼の妻の親族との関係では、妻の異性キョウダイ(ラツチェ、アイソウイン、ナンノマイ、サントス)とラツチェの配偶者(ナルマイ)が含まれる。
- ナティクの場合は、つぎようになる。

- (1) 彼女の *yáyinang* 成員では、異性のキョウダイ(ウルビー、ルッパンナップ、ルッパンリック、タワシリアル、フラキ)と彼らの配偶者が含まれる。
- (2) 彼女の父方親族関係者では、父の同性キョウダイの息子(ルクリーク)と彼の妻が含まれる。
- (3) 彼女の母の父(祖父)を同じくし、祖母を異にする親族員との関係では、彼女と同世代の異性キョウダイ(イケグン、エペマイ)が含まれるが、彼らの配偶者は除かれる。ネパイルク、ナイテマイは、彼女のコにあたるからだとされ、ガーブエは、彼女の娘(ネカウ)の夫になったから除かれる。

以上で、Ego が男性の場合と女性の場合とを、具体的な事例によって、尊敬語を適用する範囲をみてきた。これからいえることは、まず Ego が男性であるか女性で

あるかによって、尊敬語を用いなければならない相手が異なっている点があげられる。そして、その範囲も婚姻を契機にして変化する。サタワル社会で尊敬語を適用しなければならない関係者の数は、自分と妻および父の *yáinyinang* 成員の数によって異なってくる⁶⁾。いずれにせよ、*yawaawa* 適用の原則は、上記の2事例を中心に、人びとからの情報を加味すると、自己が男性なら、下記のとおりである。

- (1) 上位世代では、*tukufáiyiy* のカテゴリーにある男性および彼の妻、すなわち MB·W, MMB·W, MMZS·W などである。
- (2) 同世代では、*pwii* のカテゴリーにある男性のうち、年長キョウダイ、相対年齢が上の同一 clan のキョウダイ、*tukufáiyiy* の息子 (男性の *yafakúr*)、父より相対年齢が上の男性キョウダイの息子と彼らの妻、すなわち、elB·W, MelZS·W, MMeZS·W, MBS·W, FelBS·W などである。
- (3) 姻族では、*kóuwú* のカテゴリーにある男性と、彼の妻および自己の妻より相対年齢が上の妻の同性キョウダイの夫、すなわち、WB, WelZH などである。

自己が女性の場合は、同世代の親族および姻族に限定され、*mwengéyáng* のカテゴリーにあるすべての男性と *pwii* のカテゴリーにある相対年齢が年長の女性、*tukufáiyiy* の娘 (女性の *yafakúr*) およびそれらの配偶者、すなわち、B·W, MBS·W, elZ·H などである⁷⁾。

上記の原則から、尊敬語の使用を義務づけられる対象者は、自己が男性なら、*tukufáiyiy*, *pwii*, *kóuwú*, 自己が女性なら、*mwengéyáng*, *pwii* の関係名称で指示される親族・姻族カテゴリーにある人びとである⁸⁾。

2) *yepin yangetá wóón*

yepin yangetá wóón は、直訳すると「上に触れることの禁忌」の意味であるが、含意は、「ある人の身体上部、とくに肩より上の部分にさわってはならない」という行為である。サタワルの男が遠洋航海に出かけるとき、航海の安全と無事の帰還を祈願

6) 図4においては、ラッポーが尊敬語を用いて接しなければならないすべての関係者を掲げてない。彼が尊敬語の使用を義務づけられている関係者は、サタワル島在住者を中心にとすると、26人である。ある未婚の女性の場合は、その数が47人にのぼる例もある。この対象者の数は、一般的に上位世代者の男性は少く、下位世代の相対年齢の小さい女性は多いという傾向がある。

7) MB·W, elZ·H は、それぞれ、母の男性キョウダイと彼の妻、姉と彼女の夫を表わす。

8) *pwii* のカテゴリーにある人びとのなかでも、自己が男性の場合は、自己より相対年齢が上の男性および *tukufáiyiy* の息子 (男性の *yafakúr*)、自己が女性の場合は、自己より相対年齢が上の女性および *tukufáiyiy* の息子と娘 (*yafakúr*) に限定される。姻族関係者においては、自己の婚姻および自己の親族の婚姻によって、図4、図5でみたように、尊敬語を用いなければならない人でも、自己の親族関係に基づくと尊敬語を使用しなくてもよい場合がある。このことは、尊敬語の使用にさいしては、姻族関係よりも親族関係の方が優先視されていることを示している。そのために、ここでは、*kóuwú* 以外の姻族関係に関しては言及しないことにする。

して、女性がウコンのおしろいを、旅だつ彼女の夫や息子、clanの男性の上半身に塗る儀礼が浜辺でおこなわれる。このさいに、男性の異性キョウダイは、彼の身体にウコンを塗ることが禁じられており、砂浜に坐って見送るだけである。また、男性が病気になったときに、その男性の姉妹の息子 (*fatúw*) は、母の病気の兄弟の上半身をもんだりすることができない。この *yepin yangetá wóón* の禁忌を守らなければならない、親族・姻族関係者のカテゴリーは、前述した尊敬語のそれと同じ。

3) *yóppworo*

yóppworo の語意は、「腰を曲げる」あるいは「身体をかがめる」である。これは、個人がある人の前では相手よりも一段と低い姿勢をとらなければならないという規範である。

女性は、*mwengeyáng* のカテゴリーにある男性を見かけたり、彼の側を通るときには、彼のとっている姿勢よりも低いかまえをしなければならない。男性が立っていれば、腰をかがめるだけでよいが、彼が坐っている場合には、相手に声をかけて立ってもらうか、坐るよりも低い姿勢、すなわち四つん這いになって彼の前を通りすぎなければならない。また、*yóppworo* しなければならない男性の姿が見えなくても、彼がいると思われる場所（たとえば彼の家）を通るときでも、まず彼の存在を確かめてからでないといふことができない。

このような行動規範は、日常生活における対面行動に限らず、居住様式や労働慣行においても影響をおよぼしている。独身男性や離婚ないし妻に死別して自分の *pwukos* (lineage 成員の居住地) に帰った男性は、女性キョウダイの家に同居したり、その家の側に家を建てて住むことはできない。彼らの起居振舞によって、彼女たちの行動が規制されるからである。たとえば、極端な場合、男キョウダイが寝ているときには、その家の周囲で彼女たちは動くことができないという事態が生ずる。それを避けるために、未婚ないし出もどりの男性は海岸に建てられている *wuutt* (カヌー収納庫) を寝所にするか、自分の *pwukos* から遠く離れたところに家を建てて住むのが伝統的な習慣である。

最近では、未婚の独身男性が、女性キョウダイの家の側に家を建てて住む例が3例みられる。しかし、その家の構造は、伝統的な家屋が土間形式であるのに対し、いずれも高床形式である点に特徴がある。高床形式の家についてのサタワルの人びとの説明は、その家で男性キョウダイが寝ていても、女性キョウダイは腰をかがめて通ることができるからだとしている。このことは、*yóppworo* の規範が、相手より低い姿勢をとるというだけではなく、相手よりも空間的に低くなければならないということを示

唆している点で興味深い。

また、ヤシ林でのコプラ作りやパンノキの実の採集など、男女が共同でおこなう仕事においても、*yóppworo* の規範は守らなければならない。異性キョウダイは、相互に相手の動作に気を配って仕事をする必要がある。女性キョウダイが、ヤシの実や地面に落ちたパンノキの実を集めるときには、男性キョウダイに立ってもらってから作業を始めなければならない。また、それらの実をココヤシの葉で編まれたかごに入れて運ぶさいにも、男性キョウダイが坐って仕事をしていても、彼に仕事を中断して立ち上がってもらってから、その前を通る。このような規範があるために、異性キョウダイが同じ仕事をするには、極力避けるように心がけられるといわれる。

yóppworo の行動規範は、異性キョウダイ間だけに規定されるものではない。男性の場合は、彼の兄や母の兄弟の前を通るときには、頭を低くしなければならない。自分の妻の兄弟の前でも同様な姿勢をとらなければならない。しかし、男性間での *yóppworo* は、異性キョウダイ間におけるそれのように厳格でなく、*yekus yóppworo* (「少し姿勢を低くする」) ともよばれる⁹⁾。いずれにせよ、この *yóppworo* が要求される対人関係のカテゴリーは、前述の 1)、2) のそれと同じ。

以上で、*yepin me wóón* の内容とそれを遵守しなければならない親族・姻族カテゴリーについて考察してきた。*kkepaseyawaawa*, *yepin yangetá wóón*, *yóppworo* の禁忌事項が規定されている二者間の関係は、(1) 男性の *fatúw* と *tukufáiyiy*, (2) *pwii* 間で、相対年齢が下のものと上のもの、*clan* 成員と *yafakúr*, (3) 女性と彼女の *mwengeyáng*, (4) *kówuŋ* のあいだにおいてである。

2. *pininmwengeyáng*

サタワル社会では、*mwengeyáng* の名称で指示される親族のカテゴリー、すなわち異性のキョウダイ関係にある人びとのあいだには、対人関係において多くの行動規範が設定されている。禁忌事項の内容は、女性キョウダイが男性キョウダイの持ち物に直接触れることや両者が性的行為を暗示するような言動に関連している。それらの内容を具体的にみることにしよう。

1) *yepin yúún*

yúún は、「飲む」、「すう」を意味する動詞で、この禁忌は、女性キョウダイが男性

9) 女性間の *yóppworo* も、女性キョウダイが男性キョウダイに対するほど厳格ではない。妹が姉の姿を遠くに見かけた場合は、*yóppworo* をする必要はなく、姉の側を通りすぎる場合に、頭を低くする程度でよいといわれる。

キョウダイの使用した食器類や調理用具に触れることを禁止することである。たとえば、男性キョウダイがつかった皿、コップ、スプーンや鍋がその対象とされる。男性キョウダイがそれらに一度でも口をつけると、それらに女性キョウダイが触れることは、永久に禁じられる。また、直接に口をつけなくても、男性キョウダイが口に含んだものを出しただけでも、その皿や鍋は、女性キョウダイにとって禁忌対象物とされる。男性キョウダイがすいかけたタバコを、彼女がすうことも禁じられている。しかし、それらの逆、すなわち、男性キョウダイが彼の女性キョウダイの口に触れた食器類やタバコなどを使用したり、のんだりすることは禁忌とはされない。*yepin yúán* は、*mwengeyáng* のカテゴリーにある男女間で、女性キョウダイが、男性キョウダイの口に触れたものを極力避けなければならないという規範である。

2) *yepin waisor*

waisor は、何か物を「つまみあげる」という意味の動詞であり、この禁忌は、女性キョウダイが男性キョウダイの持ちものを使用することを禁止することである。たとえば、女性キョウダイが、男性キョウダイの *pwelów* (ココヤシの葉製携帯用籠) の中に入っている物を取り出したり、その中の食物を食べたりすることは厳しい禁忌とされている。また、男性キョウダイがつかった頭飾り、首飾りを女性キョウダイが身につけることも禁忌の対象とされる。それに、男性の禪にはさんであるタバコを彼の女性キョウダイがすうことも禁じられる。このように、男性キョウダイが、身につけているものや常時持ち運んでいるものを女性キョウダイが使用することは、禁忌とされる。

3) *yepin sepao*

sepao は、家の中に敷くココヤシの葉で編まれた編み目の荒いマットである。土間に直接敷き、寝るときは、その上にタコノキの葉で編まれたマットがひろげられる。この禁忌は、男性の寝る場所に、女性キョウダイが入ってはならないというものである。万一、男性が病気になったときでも、彼の女性キョウダイは、彼の横たわっているところには近づけず、家の中の離れたところで彼を見舞わなければならない。

4) *yepin kiekiy*

kiekiy は、タコノキの葉を裂いて編んだマットである。この禁忌は、女性キョウダイが、男性キョウダイの寝具類に直接さわってはならないという規範である。サタワルの人びとが使用する寝具は、このタコノキの葉製マットと枕、掛け布、蚊張である。蚊張は、すべての人びとが使用するとはかぎらず、基本的な寝具は前記の3点である。

これらの寝具は使われないときには、*kikiy* の中にたたまれて家の中に置かれるが、男が他島へ出かけるさいには、枕、掛け布を *kikiy* にくるんで持参する。この禁忌は、寝具が家の中にあるときだけでなく、外へ持ち運ばれたときでも、それへの接触を禁じている。もし、女性キョウダイが、男性キョウダイの掛け布を運ぶときなどは、棒の先にひっつけて、直接、手に触れないようにしなければならない。

5) *yepin mangak*

mangak は、「布」の意味であるが、伝統的には、サタワルで織られると *téér* よばれる腰布を指す。*téér* は、バナナ (*Musa spp.*) やハイビスカス (*Hibiscus tiliaceus*) からとりだした繊維を後帯機で織った、巾約 50 cm 長さ約 150 cm の細長い布である。サタワル社会で、*téér* を腰布として常用するのは、通経後の女性で、「一人前の女」になったしるしとされる。この禁忌は、女性が身につけていない腰布を男性キョウダイに見せることを禁止する規範である。使用しない腰布をしまう場所は、家の特定のところと決められている。その場所は、家の片方の軒びさしの下で、それがかけられるところが、女の領域とされ、男性が近づいてはならない区域とされている。女性は、洗濯後の腰布を家の中に掛けることはできず、必ず軒びさしの下に掛けて乾燥させなければならないとされている。また、異性キョウダイ間で、相手の腰につけている布（男性の場合は褌、女性の場合は腰布）に直接触れることも禁忌とされている。

6) その他の禁忌

以上でみたように、特定の名称があたえられた異性キョウダイ間の禁忌のほか、名称はないが *yepin mwengéyang* とみなされている行動規範がいくつかある。

一つは、女性キョウダイは、男性キョウダイのいる家に入ってはならないという規範である。男が病気になったときでも、男性キョウダイの家の中へ入ることは極力避けられ、家の入り口に坐って見守るのが普通の行動様式である。*yepin sepao* のところで触れたが、家の中に入って男性キョウダイを見舞うのは、彼の臨終にさいしてのみである。また、病気見舞のために、男性キョウダイの家で寝るときでも、女性キョウダイは、彼からもっとも離れた家の端で寝なければならない。そのさいには、男性キョウダイとの間に、丸太か柱が置かれなければならないとされている。

二つめは、女性キョウダイが彼女の太腿にほどこした *makk* (イレズミ) を男性キョウダイに見せてはならないという禁忌である。サタワルの女性は、「一人前の女」になると、イレズミを手首や太腿に彫りこむことが習慣とされていた。現在でも、50歳以上の女性は、ほとんどイレズミをしている。イレズミがなされる太腿の部分は、腰布で隠されており、普段は見ることはできない。イレズミを見るということは、腰布

をとることであり、性的営みの場面に限定される。そのため、この禁忌は、異性キョウダイ間の性的行為の禁止を象徴的に表わしていると考えられる。

三つめは、二番目の性的表現の禁止と関連するが、男性キョウダイは、ほかの島へ航海したときにその島の女からうけた“歓待”について、彼の女性キョウダイに直接話してはならないという禁忌である。中央カロリンの島じまでは、よその島から *waaserak* (大型帆走用カヌー) で来た男の訪問者に対して、島の女性たちが食物を提供する慣行がある。これは、*fayi fóópwut* (「女の貢ぎ」の意) とよばれ、*wuutt* で寝起きしている来島者に、島の女性たちが調理したタロイモやパンノキの実を運んで、彼らを“歓待”する。これは、料理をあげるだけではなく、未婚、既婚者を問わず島の女性たちが彼らに卑猥な歌を口ずさみ、さかんに性的な挑発・誘惑をする行動である。その挑発にのった男は、彼女たちから一斉に性的攻撃をうける破目になる。

この行為は、男性にとって“屈辱”とされており、男性は自分の島に帰ってからそのことを女性たちの耳に入れなければならない。そのさいに、うけた“屈辱”的な行為を、彼の女性キョウダイには直接話してはならないとされている。おもに、男性は自分の *clan* の子供に話して、女性キョウダイに伝わるようにする。女性キョウダイは、男性キョウダイが辱しめをうけた島の男性たちが来島したときに、そのしかえしをしなければならない。とくに、女性は他島で彼女の男性キョウダイに攻撃をくわえた女性の *clan* の男性が来島したら、彼に、自分の男性キョウダイが受けたと同じほどの“屈辱”的な行為を味あわせる。この慣行は、歌の歌詞に性的表現が極端に多かったり、また、明らかな性的攻撃をとるために、男性が女性キョウダイに直接その内容を話すことが禁じられているといわれる。この禁忌も、二つめのイレズミを見せることの禁忌と同様、異性キョウダイ間での性的な言動を避けるという性格が強い。

以上で、*yepin mwengeyang* の内容について記述してきたが、異性キョウダイ間の禁忌の特徴は、女性が男性キョウダイに対して守らなければならない禁忌事項が多いという点である。それらの個々の内容をみると、女性は、男性キョウダイが直接口にしたものを使用してはならない、彼の寝具および持ち物に触れてはならない、彼に自分の太腿に施したイレズミや局部をおおう布を見せてはならないなどである。それに対して、男性の女性キョウダイに対する禁忌は、性的表現に関する言動についてだけである。

女性が、彼女の男性キョウダイに対して一方的に禁忌事項の遵守が要求されるのは、*yepin me wóón* においても同様である。このような行動規範についてのサタワルの人びとの説明は、「女は常に男の下にいななければならない」とか「女は男を偉くしなければならない」というものである。この説明は、男性が女性より高い地位にあり、偉い

存在であることを示唆している点で注目される。そして、自己より目上のものに対する表現形式として、空間的に距離をおいたり、直接的接触を避ける行為がとられている。いずれにせよ、サタワル社会における対人関係の特徴は、異性キョウダイ間に、多くの禁忌が累積している点である。

3. *kkepasepin*

kkepasepin は、直訳すると「ことばの禁忌」という意味である。これは、*kkepase engaw*「悪いことば」ともいわれ、男女間である種のことばを使用することを禁止する規範である。男女間の会話において、一般に口にしてはならないとされている語彙

表6 *kkepasepin* の語彙

	語彙	意味	備考 (代用語)
1.	tingiy	女性性器	
2.	kkor	陰毛	
3.	see	男性性器	
4.	ruumw	男性性器の先端	
5.	faiséén	睾丸	
6.	pwúrúw	肛門	
7.	faytúttún	陰核	
8.	kiniyse	睾丸の外皮	
9.	pwaar	女性性器の部分	
10.	kkus	精子	
11.	ngúfár	月経	
12.	fee	交接	
13.	irir	自慰	
14.	rákafák	交接の動作	
15.	paa	大便	fannikat
16.	siir	小便	yameyów
17.	mesáik	気持が良い	kker
18.	yámwár	愛人	
19.	yámwesów	男女の密会	
20.	rapiy taan	太もも	

は、表6のとおりである。それらの語彙には、人間の生殖器官、排泄行為、正規の婚姻関係にある人との性的関係を示すことばが多く含まれる。

「悪いことば」といわれるもののなかには、代用語を用いて行為内容を表現することが許される語彙と絶対にそのことばを口にしてはならない性質のものがある。前者は、排泄行為を示す語彙である。たとえば、「私は小用に行く」というとき異性の前では、*i pwe nó siir* とはいうことはできないが、*i pwe nó yameyów* といえる。後者の場合は、生殖器官の名称を異性の前で口にすることは厳しく禁じられている。この禁忌は、特定のカテゴリーにある人に対して守らなければならないという行動規範でなく、男女間に設定された規範である。*fatúw* と *tukufáyiy* などの同性間では、*kkepasepin* とはならない。

4. 制 裁

サタワル社会では、前章で述べた行動規範に違反した場合、すなわち、禁忌事項を遵守しなかった当事者に対する制裁が規定されている。この制裁は、大きく2種類に分けることができ、一つは、社会的制裁で、もう一つは、宗教的制裁である。前者は、禁忌事項を守らなかったものに対する肉体的苦痛をとまなう制裁である。たとえば、女性が彼女の男性キョウダイの前で *yóppworo* をしなかった場合、男性キョウダイが彼女を叩く。これは、*nmí*（「打つ」、「ける」の意）といわれ、厳しいときには *nnino*（「打ちのめして死にいたらしめる」の意）ともいわれる制裁である。このような制裁は、*yepin me wóón* や *pininmwengeyáng* の行動規範を遵守しなかったものには必ずなされる。しかし、サタワルの人びとは、この種の“まちがひ”を極端に嫌っており、もし起きたら、*yáyinang* にとってたいへん“恥ずかしいこと” (*shaw*) だとしている。そのような事態が生じることを避けるために、親は子供に小さいころから *yepin* のことを教えこまなければならないと強調している。

後者の宗教的制裁というのは、カミないし超自然的な力によってなされるものである。これは、*riya* とよばれる観念と結びついている。*riya* は、禁忌事項を守らなかった当人だけでなく、禁忌の対象にされなかった相手、および彼らの *yáyinang* 成員に、後日、超自然的な力によって何らかの危害がもたらされるという考えかたに基づいている。たとえば、A が B に *kkepaseyawaawa* をしなければならないのに、守らなかったとき、その結果として、A か B に、病気やけが、もっと悪いときには死などが、“懲罰”としてふりかかるという観念である。また、ある *yáyinang* の成員が、突然、原因不明の病気にかかったりした場合、その原因の一つにこの種の禁忌事項の不履行があげられる。

この制裁の特徴は、禁忌事項を破った当人だけでなく、犯された相手およびそれらの親族員にも、超自然的な力によってある種の“懲罰”があたえられるという点である。そして、カミおよび超自然的な力は、特定な名称がつけられていない。このように、禁忌事項の不履行によってもたらされる異常な現象は、*riya* のせいだとしてとらえられている。*riya* に対するサタワルの人びとの考え方は、対人関係における *yepin* の侵犯にかぎらず、社会関係ないし社会秩序を乱したこと（たとえば、婚姻の不履行や禁忌とされている区域への侵入など）によって、ひきおこされる“望まざる事態”すべてに適用される¹⁰⁾。いずれにせよ、対人関係において、厳格な制裁措置をとまな

10) *riya* に対する観念およびサタワルの人びとの宗教生活における *riya* とのかかわりについては、共同調査者の石森秀三が詳細に論ずる予定である。

た禁忌事項が規定されていることは、サタワル社会の行動規範を特徴づけている点として注目される。

そのような厳格な行動規範は、*yepin me wóón* と *pininmwengeyáng* とに関してであり、*kkepasepin* においては様相をことにする。後者に関しては明確な制裁が規定されていない。たとえば男性が女性の前で性器を表わす語彙などの「悪いことば」を口にしても、「あいつは恥知らずのやつだ」とか、「彼はまちがったことをする男だ」などといわれ、軽蔑の対象とされる程度である。

IV. 忌避行動と親族カテゴリー

ある社会の人びとの行動様式をとらえるさいに、社会人類学の親族研究の分野においては、周知のように“冗談”ないし“冗談関係”(joking relationship)と“忌避”(avoidance)という2つの対立する概念で論じられてきている。“冗談関係”は、「ある特定の関係にたつ人びとのあいだで、一方が他方をからかったり、中傷したりすることが許容され、ときには要求されており、他方はそれに対して立腹しないような二者間の関係」と定義づけられている [RADCLIFFE-BROWN 1940: 195]。これは、社会的規範として通常は禁じられている性的表現や呪いのことばなどで相手を悪罵したり、相手の持ち物を無断で借用したりしても、相手は気を悪くせず、逆にその行為を好意や親しみの表現としてうけとめるような行動様式である。それに対し、“忌避”は、相手に社会的距離をおいて接したり、尊敬することを義務づけられたりする二者間の関係を指す¹¹⁾。

このような行動様式は、程度の差はあれ、多くの社会で見いだされるが、早くからこの分野の研究が進められてきたアフリカ社会においては、忌避行動が観察される社会には冗談行動もみられると指摘されてきた [BEIDELMAN 1966; CHRISTENSEN 1963; MARSCHALL 1957; 松園 1974a, b; RADCLIFFE-BROWN 1940; RIGBY 1968; 上田 1975]。そして、“冗談”と“忌避”を表わすカテゴリーが存在することも論じられている。たとえば、Gogo 社会では、“冗談”と“忌避”のカテゴリーは、*watani* と *muzilo* で表わされ [RIGBY 1968: 134, 137]、Kamba 社会では、*avai* と *mwa* [上田 1975: 172-178]、Gusii 社会では、*echeche* と *nsoni* ないし *amasikani* [松園 1979b: 72] の語でそれぞれ示される。それらのカテゴリーは、対人関係において、

11) 忌避は、特定の親族関係者のあいだでの「接近、接触、裸体になること、共食、直接見つめ合うこと、会話の回避ないし禁止」と定義づけられている [SWEETSER 1966: 305-306]。また、忌避の行動様式は、尊敬を表わす行動と規定されている (*Notes and Queries on Anthropology* p. 86)。

冗談をいふだけでなくよい関係者と尊敬し避け合う関係者とを類別する基本的な行動基準とされる。

サタル社会の対人関係にみられる行動規範、とりわけ *yepin me wóón* と *pininmwengeyáng* とよばれる行動様式は、上記の概念との関連でどのように位置づけられるかを検討することにしよう。

1. 忌避行動としての禁忌

サタル社会の対人関係にみられる禁忌事項は、*yepin me wóón* が自分より地位の高い人に対する尊敬行動を、*pininmwengeyáng* が異性キョウダイ間における禁忌行動をそれぞれ規定している。尊敬行動および禁忌行動を要求される親族・姻族関係者の範囲は、それぞれ異なっており、また、それらを包括するカテゴリーは存在しない。しかし、サタル社会における尊敬行動および禁忌行動は、二者間の直接的な接触を回避することであり、一定の距離をおいて接する行為であることから、“忌避”の概念を適用することができよう。とくに、それらの行動を遵守しなかった場合には、制裁がくわえられるという点で、極端な忌避行動として位置づけられる。

“忌避”の反対概念としての“冗談”に関しては、サタル社会においては、積極的な行動規範として規定されていないようである。「冗談をいう」とか「ふざける」という語彙 *yáffas* は存在する。これは、ある人が他人に冗談をいったりする行為そのものを指す動詞であり、特定の人に *kkepasepin*（「悪いことば」）をあびせて罵倒するような行為体系を示すことばとしては用いられない。すなわち、“冗談”および“冗談関係”に相当するようなカテゴリーが存在しないということである。

実際に、特定の関係者に性的行為を暗示するようなことばをあびせかけたりすることを強要される種類の行動規範はみられない。しかし、二者間の関係で、「遠慮をする必要がない」とか「気がおけない」という種類の親密さを保てる間柄は、個人と彼の父の同性キョウダイのあいだでみられる。また、父と息子のあいだでも、息子が父の持ち物（釣り針やタバコなど）を無断で借用しても、父は息子をしかったりしない。母の兄弟が、釣り針やタバコをどを要求した場合には断われないが、父の兄弟がそれらを欲しがったとしても無視できる。このように、自分と父および父の男性キョウダイとの「気やすい」関係は、“冗談関係”としてみなすこともできよう。けれども、この種の行動様式は、物を盗んだり、要求したりすることが積極的に許容されているとはいいがたい。対人関係において、どちらの関係がより「気やすい」かを相対的に表現しているにすぎないともいえる。

以上のことから、サタワル社会でみられる対人関係における行動様式は、“忌避”の概念が適用される行動規範として厳格に規定されている。それに対し、“冗談”ないし“冗談関係”として規定されうるような行動規範はみられないといえよう。ここでは、“忌避”と“冗談”とを行動様式の両極におくという観点から、サタワル社会の行動規範をとらえた。とくに、*yepin me wóón* と *pininmwengeyáng* とよばれる行動規範の性質を“忌避”の概念でとらえることに主力が向けられた。そのために、“忌避”と“冗談”の両極の中間に存在する「敬遠」「遠慮」「ひかえめ」「抑制」「気やすさ」「親密」「友情」などのことばで表現されるような行動についてはあつかわなかった¹²⁾。サタワル社会における対人関係におけるそれらの行動様式は、親族カテゴリーとの関連で、別稿にて詳述する予定である。

2. 忌避行動と社会的地位

サタワル社会で忌避行動と位置づけられる行動規範のうち、*yepin me wóón* と *pininmwengeyáng* に関しては、第Ⅱ章でみたように、(1) 男性の *fatúw* と *tukufáiyi*, (2) *pwii*, (3) 女性と男性の *mwengeyáng*, (4) *kówur* のカテゴリーにある人びと、および彼らの配偶者のあいだに規定されている。そして、サタワルの人びとの考えによれば、それらのあいだにおいては、相対的な社会的地位の“低い”ものが、その“高い”ものに対して禁忌事項を守らなければならないとされている。ここでは、それらのカテゴリーにある人びとを、親族関係者と姻族関係者とにわけて、それぞれの分野にみられる二者間の社会的地位について述べることにする。

親族関係にある人びとの社会的地位を決定する要因として、上記の禁忌事項との関連では、つぎの基準があげられる。それは、

- (1) 男か女か
- (2) 世代が上か下か
- (3) 相対年齢が上か下か
- (4) 同一 clan 成員か否か

といった二項要素である。

上にあげた禁忌事項を守らなければならない二者間の親族カテゴリーを、4つの要因で整理すると、表7のようになる。この表から、親族関係にある二者間で社会的地位が問題にされるのは、異世代間では、同一 clan 成員の男性のあいだにおいてのみ

12) 忌避行動と冗談行動とを行動様式の両極とみなし、それらの中間に存在する行動様式を連続体として位置づけようとする試みは松園によってなされている[松園 1979a, b]。ここに掲げた、行動様式の指標は、松園に依拠している[松園 1979a: 187-188]。

表7 社会的地位決定の要因

要因	カテゴリー	pwii (Ego 男性)			mwenge-yáng (Ego 女性)
	tukufáiyiy (Ego 男性)	elB など	FelBS など	MBS など	
(1) 男 か 女 か	男	男	男	男	男
(2) 世代の上下	上	同	同	同	同
(3) 相対年齢の上下	/	上	上	上	/
(4) clan 成員か否か	同	同	異	異	/

である。また、同世代においては、異性間と同性間においてである。そして、同世代の同性間では、相対年齢が重要な要因になっている。

それら4つの要因の組み合わせによって親族間の相対的な社会的地位が決定されるが、表7からつぎのことがいえる。まず、異世代間では、同一 clan 成員の上位世代の男性が下位世代の男性より地位が高い。そして、同世代間では、男性が女性よりも地位が高く、相対年齢の年長者がその年少者より地位が高いということである。

つぎに、姻族間での社会的地位についてみると、姻族は、自己の親族の婚姻による姻族と自己の婚姻による姻族とでは様相を異にする。前者の場合は、自己の親族関係に基づいて相手との社会的地位が決められる。たとえば、自己は兄の妻との関係においては、兄が自己より社会的地位が高いから、彼女の地位も高いとみなされ、禁忌事項を守らなければならない。逆に、自己の女性キョウダイの夫は、自己が女性キョウダイより地位が高いから、彼女の夫の地位は自己より低いとされる。後者の場合は、自己の地位が妻のそれに準ずるために、妻の親族関係に基づいて他者との地位が決定される。妻は、彼女の男性キョウダイより地位が低いとみなされるために、自己は、妻の男性キョウダイに対して禁忌事項の遵守が義務づけられている。また、妻の姉の夫との関係においては、妻が姉より年少者であるから地位が低いとされ、したがって自己は妻の姉の夫より地位が低い。

しかし、図6のように、兄弟姉妹婚が生じた場合には、地位は同格とみなされる。E は e' より、A は a' よりそれぞれ地位が高いとみなされるので、E は、e' の夫としての A よりは地位が高いが、a' の夫としては A より地位が低いとされる。このような関係にある二者は、相互に、禁忌事項を守らなければならない。

このように、親族関係者のあいだでは、男性が女性に対して禁忌事項を遵守するという事は起こら

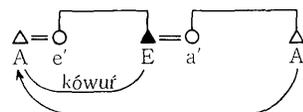


図6 兄弟姉妹婚における地位

ないが、姻族関係者とのあいだでは、とくに、自己の男性親族の配偶者とのあいだでは、男性が女性に対して *yepin me wóón* の禁忌事項を守らなければならないという事態が生ずる。また、女性は、彼女の兄弟の妻に対して、すなわち、姻族の関係にある女性間でも禁忌事項の遵守が義務づけられる場合もある。これらは、いずれも、自己の親族関係者の地位にその配偶者の地位が準ずるという考えかたに基づくものである。そして、姻族関係によって、男性間の地位が同格になることもある。

以上でみたように、サタワル社会の忌避行動に関連する相対的な社会的地位を決定する要因としては、性、世代、相対年齢、clan が重要である。そして、異世代間では、同一 clan の上位世代の男性が下位世代の男性より地位が上、同世代間では、男性が女性より地位が上、相対年齢の年長者がその年少者より地位が上という3つの原則に従って、社会的地位が定められる。この親族関係者のあいだで決定される原則は、姻族関係者にも適用される。しかし、姻族関係者における地位の決定には、その3原則のほかに、配偶者（夫と妻）が同格の地位になるという原則がくわえられる。

それらの3原則に基づいて、自己より相対的な社会的地位が高いとみなされる親族関係者は、男性なら *tukufáiyi*, 相対年齢の上の *pwii*, および男性の *yafakúr*, 女性なら、*mwengeyáng*, 相対年齢の上の *pwii* および *yafakúr* のカテゴリーにある人びとである。

3. 忌避行動の性格

第Ⅱ章で述べた禁忌事項には、二者間で一方的に守らなければならない性質のものと、両方がその遵守を義務づけられているものとがある。まず、一方的な忌避行動としては、*yepin me wóón* のすべての禁忌事項があげられる。それらの事項に関しては、社会的地位の低いものがその高いものに対して一方的になされる。そして、*pinin-mwengeyáng* の禁忌事項においては、*yepin yúún*, *yepin waisor*, *yepin sepao*, *yepinkiekiy* に関しては、女性が男性に対して守らなければならない規範である。けれども、男性キョウダイには、それらの禁忌が規定されていない。たとえば、男性キョウダイは、女性キョウダイが使用した皿で食物を食べてもよいし、彼女のすいかけのタバコを口にしてもよい。また、女性キョウダイのマットに男性キョウダイが触れても禁忌を破ったことにはならない。

しかし、*yepin mangak*, イレズミを見せることの禁止などは、女性キョウダイだけに規定された禁忌事項というよりは、男性と女性相互に禁忌とされる。また、*fayi íóópwut* についても男女双方のキョウダイの禁忌事項とみなされる。これらの禁忌事

項は、いずれも、性的表現に関連する内容である。このように、*pininmwengyáng* の禁忌事項においては、一方的な規範の遵守が義務づけられているものと、双方が守らなければならないものがある。前者は、男性の持ち物や使用した物への女性の直接の接触を禁ずる忌避行動であり、後者は性行為を暗示する言動や性的表現に関連した忌避行動である。

kkepasepin は、男女間で相互に守らなければならない禁忌事項である。そしてこの *kkepasepin* の禁忌が、制裁がなされるような厳格な行動規範として規定されるのは、異性キョウダイ間の禁忌事項にみられる。*pininmwengyáng* の性に関する忌避行動は *kkepasepin* の規定と密接に関連しているとみなせよう。

以上で、禁忌事項の内容によって、それが一方的性格か双方向的性格かを分けたが、*yepin me wóón* においても、婚姻を契機にして双方向的性格に変わることもある。とくに、兄弟姉妹婚がなされた場合には、親族関係に基づくと一方的な尊敬行動であったものが、姻族関係によって双方向的なそれになる。

V. おわりに —まとめと結論—

本稿では、サタワル社会で観察される忌避行動を、対人関係において規定される行動規範の分析をとおして考察してきた。行動規範とされる禁忌事項は、地位の高い人に対する禁忌 (*yepin me wóón*)、異性キョウダイ間の禁忌 (*pininmwengyáng*)、ことばの禁忌 (*kkepasepin*) の3つに分けられる。*yepin me wóón* の禁忌事項の内容は、尊敬語の使用、身体への直接接触の禁止、低姿勢の保持である。尊敬語は、人間の感覚器官やその作用に関する語彙に集中している。身体接触においては、とくに肩から上の身体部位への接触の禁止であり、姿勢のとりかたにおいては、常に相手より高い姿勢をとらないという規制である。これらは、いずれも、相手を自己より空間的に高いところにおく象徴的な行為である。*pininmwengyáng* のそれは、身体上部につけられた物、寝具および局部をカバーする衣類への接触の禁止と性的表現に関する言動の禁止である。*kkepasepin* においては、生殖器、排泄や性的行為に関する語彙の使用禁止がおもなものである。

それらが規定される対人関係における親族カテゴリーは、*yepin me wóón* に関しては、異世代間では、同一 clan の男性間に限られる。それに対し、同世代間では、同性および異性キョウダイ間に規定されているが、男性キョウダイから女性キョウダイへは、禁忌事項の遵守が義務づけられていない。*pininmwengyáng* においては、異性キョウ

ダイ間に規定される規範であるが、性的表現の禁止以外は、女性キョウダイが男性キョウダイに対して守らなければならない禁忌事項とされている。

親族カテゴリーにある二者間での禁忌事項の遵守は、それらの相対的な社会的地位によって決定される。サタワル社会では、二者間の地位を定めるのは、異世代間では、同一 clan の上位世代の男性が下位世代の男性より地位が高い、同世代間では、男性が女性より地位が高い、相対年齢の年長者がその年少者より地位が高い、という3つの原則である。それに、姻族関係者とのあいだでは、配偶者どうし（夫と妻）は、それぞれ、同格の地位におかれるという原則がくわえられる。

以上のようにまとめられるサタワル社会の忌避行動においては、その特徴としてつぎの3点を指摘することができる。

一つは、禁忌事項が異性キョウダイ間に、とくに多く規定されている点である。従来の忌避関係についての報告によると、相互に顔を合せることも避けなければならないような極端な忌避関係は、アフリカ社会では、男性と妻の両親（妻の母ないし父）、すなわち男性と義父母とのあいだで顕著にみられることが指摘されてきた [松園 1979a: 192; 長島 1972: 130; SWEETSER 1966: 306]。それに対し、ポリネシア、ミクロネシアのオセアニア社会においては、それらのあいだでの忌避関係が報告されていない [SWEETSER 1966: 306]¹³⁾。後者では、隣接世代の親族（血族）のあいだでの厳格な忌避行動が顕著であり、また異性キョウダイ間でも観察される。たとえば、トンガ諸島においては、子供と父の姉妹とのあいだに、ほかの関係者とのあいだよりも、より厳格な行動規範が規定されている。子供は、彼女の身体、食物、衣類、ベッドに触れることや、彼女の死体が置かれてある部屋へ入ることが *lapu* とされている。兄弟姉妹間でも、10歳をすぎるとおたがいに裸体を見せること、衣類、ベッド、スーツケースにさわること、同じ部屋で同席したり寝たりすること、共食することを禁じられており、相互に丁寧なことばを使用しなければならないとされている [AOYAGI 1966: 161-162; GIFFORD 1929: 17-21; KAEPPLER 1971: 177; KOCH 1955: 68-69]。サモアにおいては、異性キョウダイ間での相互の会話、共食、身体接触、相手の物の使用などが禁じられている [MEAD 1930: 138]。ところが、ミクロネシアの諸社会においては、隣接世代間の親族関係者のあいだよりも、同世代の異性キョウダイ間での性的表現に関する言動の回避などの忌避行動がとくに強調されて報告されている [GOODENOUGH 1951: 116-117; MARSHALL 1972: 54; MASON 1954:

13) Sweetser の研究によると、アフリカの部族社会で parent-in-law avoidance がみられるのは、22社会のうち16社会にのぼる。ポリネシア、ミクロネシアでは、5つの社会しかとりあげられていないが、それらでは、一例も報告されていない [SWEETSER 1966: 306]。

203-204; SPOEHR 1945: 195-196]。

このように、異性キョウダイ間の忌避行動は、サタワル社会に限らず、ミクロネシア、ポリネシアの諸社会にも共通にみられる行動規範とみなすことができる。けれども、それらの諸社会における忌避行動の内容は、異性キョウダイ相互が、遵守すべき性格のものである。サタワル社会におけるそれは、女性キョウダイの男性キョウダイに対する一方的な尊敬行動としての禁忌事項が、多く規定されている点で、ほかの社会と較べきわだった特徴を示している。この一方的尊敬行動は、*yepin me wóón* に典型的にみられるように、「女は常に男の下にいななければならない」という考えに基づき、相対的な社会的地位の上下関係によって決定される。

他方、異性キョウダイ間の行動規範で、*pininmwengeyáng* のうち、性的表現に関連する禁忌事項は、男女相互が守らなければならない性格のものである。これに関連する忌避行動は、オセアニアの諸社会に共通しており、それらの社会の忌避の性格と比較する必要がある。それと同時に、異性キョウダイ間の忌避行動は、近親相姦禁忌に基づく婚姻規制の問題との関連で考察されなければならない。

二つめは、*yepin me wóón* の忌避行動が、親族・姻族間でなされるという点である。これは、ミクロネシアの諸社会と比較すると、サタワル社会の特徴とみなされる。トラック諸島、ロモナム社会においては、サタワル社会と同様に、*pin me wóón* とよばれる禁忌事項が報告されている [GOODENOUGH 1951: 111-116]。そこでは、*pin me wóón* の事項に、① *fääjrö* とよばれる丁寧な挨拶ことば、② *jöpwörö* (腰をかかめる姿勢)、③ 目上の人との同席の回避、④ 目上の人からの要求の拒否の禁止、⑤ 丁寧なことばづかい、⑥ *föösun fiwuuw* とよばれる粗野なことばの使用禁止の6つがあげられている。これらの禁忌事項は、自己と親族・姻族カテゴリーにある人びとのあいだに規定されるだけでなく、地区の首長や伝統的諸知識を保有する人 (*jitag*) に対しても適用される。そして、自己の親族カテゴリーにある人でも、二者の関係に基づいてそれらの禁忌事項のいくつかを守ればよいとされている。しかし、非親族関係者である地区の首長や *jitag* に対しては、それら6つの禁忌事項のすべての遵守が要求される。

また、ポナベ社会にも、*wahu* とよばれる、「尊敬、権威、威信、聖なるもの、名誉、礼儀作法」を意味する行動規範が規定されている [森岡 1980: 59-65]。この規範は、親族・姻族関係者（兄弟と姉妹、性の異なる親と子、同性の義兄弟、同一氏族成員）のあいだ以外の、一般の人びとと首長とのあいだでも規定されている。

サタワル社会においては、島を統率する最高責任者としての首長の地位には、3つ

の首長 (*sómwon*) clan の最高位者がつくが、彼らに対する島の人びとの忌避行動は、同じ clan の上位世代の男性という親族関係に基づいてなされる。自己と首長とが非親族・姻族関係にあれば、禁忌事項を遵守することが義務づけられていない。また、伝統的な航海術を修得した人や嵐をしずめる知識を保有する長老などに対する忌避行動も、それらの地位に帰因する性質のものではなく、親族カテゴリーに基づいてなされる。このように、サタワル社会における忌避行動に関する社会的な地位関係が、親族・姻族カテゴリーにある人びとよりほかの人びとに拡大されないということは、サタワルでは、社会階層の分化がそれほど発達していないことと関連しているといえよう。

三つめは、サタワル社会では、“極端な”忌避関係にくらべ、“積極的な”冗談関係がみられないという点である。“積極的な”冗談関係というのは、相手に猥褻な性的表現をすることや悪態をつくことなどが認められ、ときにはそうすることが強要されるような二者間の関係をさす。前でふれたように、サタワル社会では、物を無断で借用しても咎められないといった比較的自由的な、「気やすい」関係は、父方のオジとのあいだでみられる。しかし、そのあいだでも、悪罵をなげかけることは慎まなければならないとされている。このように、母方のオジや異性キョウダイ間でみられるような、制裁をともなった忌避行動の存在にくらべて、冗談関係が認められていないことに関しては、サモア社会でも指摘されている。Mead によると、「サモアには avoidance は、極度に発達しているが、厳格にいうと、joking はない」と報告されている。[MEAD 1930:138]。

しかし、“積極的”な冗談関係との関連で注目されるのは、サタワル社会においては、島の男女間で厳しい禁忌とされている性的表現についての言動が、島の女性と他島から訪れてきた男性とのあいだでは許容される *fayi fópwut* の慣行の存在である。島の女性と他島の男性とのあいだにくりひろげられる性的な表現を歌詞にもりこんだ歌や性的挑発のしぐさなどの無礼講は、冗談関係を親族・姻族関係者間に限定せずにとらえるなら、“積極的な”冗談関係として位置づけることも可能である¹⁴⁾。

本稿で述べてきた忌避行動の分析は、サタワルの親族体系を理解するための一つの手がかりであるが、さらに、婚姻、親族行動、政治組織、島嶼間航海などとの関連において考察されなければならない。それらとの関連については、今後、別稿において論ずる予定である。

14) サタワル島の女性と他島からの男性とのあいだにみられる無礼講的な“歓待”の解釈については、本館の友枝啓泰助教授からコメントをいただいた。

謝 辞

本稿をまとめるにあたって、共同調査者である国立民族学博物館、石森秀三助手および秋道智彌助手との討論において示唆に富む有益な助言をいただいたことを付記し、両氏に深甚なる感謝の意を表わしたい。本稿の作製の過程においては、本館の友枝啓泰助教授から数多くの貴重なコメントを賜わった。また、音声表記に関しては、東京学芸大学の杉田洋助教授から全面的な協力を得た。両氏にも深く感謝する次第である。

本稿の資料を収集したサタワル島の調査においては、調査助手をつとめてくれた Sapino Sauchoman (サピーノ・サウロマン) 氏、我われの調査に積極的な協力を惜しまなかったサタワル島の人びと、とりわけ、Otoniik (オトニック)、Remai (ルマイ)、Nukuto (ヌグト) の三酋長に心からお礼を申しあげる。

なお、本稿の一部は、国立民族学博物館共同研究会「ミクロネシアの伝統的航海術の民族学的研究」(研究代表者：石森秀三)で報告したものである。

文 献

ALKIRE, W. H.

- 1965 *Lamotrek Atoll and Inter-Island Socioeconomic Ties*. Illinois Studies in Anthropology 5. University of Illinois Press.
 1971 *Land Tenure in the Woleai*. In Lundsgaarde Henry P. (ed.), *Land Tenure in Oceania*. The University Press of Hawaii.

AOYAGI, M.

- 1966 Kinship Organisation and Behaviour in a Contemporary Tongan Village. *The Journal of the Polynesian Society* 75(2): 141-176.

BEIDELMAN, T. O.

- 1966 Utani: Some Kaguru Notions of Death, Sexuality and Affinity. *Southwestern Journal of Anthropology* 22(3): 354-380.

BERNETT, H. G.

- 1949 *Palauan Society*. University of Oregon Press.
 1960 *Being Palauan*. Holt, Rinehart and Winston, Inc.

BLACK, W.

- 1977 *Neo-Tobian Culture: Modern Life on a Micronesian Atoll*. Ph D. Dissertation, University of California, San Diego. University Microfilm International.

BURROWS, E. G. and M. SPIRO

- 1957 *An Atoll Culture: Ethnography of Ifalik in the Central Carolines*. Greenwood Press, Publishers.

CHRISTENSEN, J. B.

- 1963 Utani: Joking, Sexual License and Social Obligations among the Kaguru. *American Anthropologist* 65(6): 1314-1327.

A COMMITTEE OF THE ROYAL ANTHROPOLOGICAL INSTITUTE OF GREAT BRITAIN AND IRELAND

- 1954 *Notes and Queries on Anthropology*. 6th. edition, Routledge and Kegan Paul.

ELBERT, S. H.

- 1972 *Puluwat Dictionary*. Pacific Linguistics Series C 24. The Australian National University.
 1974 *Puluwat Grammar*. Pacific Linguistics Series B 29. The Australian National University.

- FORCE, R. W. and M. FORCE
1972 *Just One House, A Description and Analysis of Kinship in the Palau Island*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin 235, Bishop Museum Press.
- FOSBERG, F. R.
1969 *Plants of Satawal, Caroline Islands*. Atoll Research Bulletin 132, The Smithsonian Institute.
- GARVIN, P. L. and S. H. RIESENBERG
1952 Respect Behaviour on Ponape: An Ethnolinguistic Study. *American Anthropologist* 54(2): 201-220.
- GIFFORD, W. E.
1929 *Tongan Society*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin 61, Bishop Museum Press.
- GOODENOUGH, W. H.
1951 *Property, Kin and Community on Truk*. Yale University Publications in Anthropology 46.
- GOODY, J.
1959 The Mother's Brother and Sister's Son in West Africa. *The Journal of Royal Anthropological Institute* 189(1): 61-88.
- HEUSCH, Luk De
1974 The Debt of the Maternal Uncle: Contribution to the Study of Complex Structures of Kinship. *Man* 9(4): 609-619.
- 土方久功
1974 『流木——ミクロネシアの孤島にて——』未来社。
- 石井真夫
1977 「母方のオジをめぐる親族慣行」『社会人類学年報』3: 127-156。
- KAEPPLER, A. L.
1971 Rank in Tonga. *Ethnology* 10(1): 174-193.
- KOCH, G.
1955 *Sudsee-Gestern und Heute*. Braunschweig, Albert Limbach Verlag.
- LESSA, W.
1966 *Ulthi: A Micronesian Design for Living*. Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- MARSHALL, K. M.
1972 *The Structure of Solidarity and Alliance on Namoluk Atoll*. Ph D. Dissertation, University of Washington. University Microfilm International.
- MARSHALL, L.
1957 The Kin Terminology System of Kung Bushmen. *Africa* 27(1): 1-25.
- MASON, L.
1954 *Relocation of the Bikini Marshallese: A study in Group Immigration*. Ph D. Dissertation, Yale University. University Microfilm International.
1968 The Ethnology of Micronesia. In Andrew P. Vayda (ed.), *Peoples and Culture of the Pacific*. The Natural History Press.
- 松園万亀雄
1979a 「冗談と忌避の人類学」蒲生他編『文化人類学を学ぶ』有斐閣, pp. 185-197。
1979b 「グシイの葬礼——二元的人間属性と社会的距離の分析——」『アフリカ研究』18: 71-83。
- MEAD, M.
1930 *Social Organization of Manua*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin 76, Bishop Museum Press.
- 森岡容子
1980 「アヴォイダンスの社会学的研究——ミクロネシア・ポナペ島の事例分析」『社会学評論』120(30): 55-72。
- MURDOCK, J. P.
1948 Anthropology in Micronesia. *Transactions of New York Academy of Science, 2nd Ser.* 11: 9-16.

- 1949 *Social Structure*. The Macmillan Co., Publishers.
- 長島信弘
1972 『テソ民族誌——その世界観の探求——』中央公論社。
- NASON, J. D.
1971 *Clan and Copra: Modernization on Etal Island, Eastern Caroline Islands*. Ph D. Dissertation, University of Washington. University Microfilm International.
- QUACKENBUSH, E.
1968 *From Sonsorol to Truk: A Dialect Chin*. Ph D. Dissertation, The University of Michigan. University Microfilm International.
- RADCLIFFE-BROWN, A. R.
1940 On Joking Relationships. *Africa* 13(3): 195-210.
1949 A Further Note on Joking Relationships. *Africa* 19(2): 133-140.
1952 *Structure and Function in Primitive Society*. Cohen and West Ltd.
1975 『未開社会における構造と機能』青柳まちこ訳, 新泉社。
- RIGBY, P.
1968 Joking Relationship, Kin Categories, and Clanship among the Gogo. *Africa* 38(2): 133-155.
- SOHN, H. and A. F. TAWERELMANG
1976 *Woleaian-English Dictionary*. PALI Language Text: Micronesia. The University Press of Hawaii.
- SPOEHR, A.
1945 *Majuro: A Village in the Marshall Island*. Fieldiana: Anthropology 39, Natural History Press.
- 須藤健一
1976 「ミクロネシア—離島の社会生活ノート——トラック・ウルル島の調査資料より——」『社会人類学年報』2: 202-220.
1979 「カヌーをめぐる社会関係——ミクロネシア・サタワル島の社会人類学的調査報告」『国立民族学博物館研究報告』4(2): 251-284。
- SWEETSER, D. A.
1966 Avoidance, Social Affiliation and the Incest Taboo. *Ethnology* 5(3): 304-316.
- 上田 将・上田富士子
1975 「カンバにおける冗談関係 (1)」『民族学研究』40(3): 169-190。